



令和6年2月7日

恵那市長 小坂 喬 峰 様

恵那市特別職報酬等審議会
会 長 坪井 弥栄子

恵那市特別職の報酬等の額について（答申）

令和6年1月19日に恵那市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき意見を求められた市議会議員の議員報酬の額並びに特別職の給料の額の改定の必要性について次のとおり答申する。

恵那市特別職報酬等審議会

会 長	坪 井	弥栄子
職務代理者	和 仁	誠
委 員	阿 部	伸一郎
委 員	水 野	良 則
委 員	水 野	富 夫
委 員	堀 尾	憲 慈
委 員	加 藤	幸 利
委 員	越 智	信 行

1. はじめに

本審議会は、令和6年1月19日、恵那市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、市議会議員の議員報酬の額並びに特別職の給料の額の改定の必要性について、市長から諮問を受けた。

本審議会では、市議会議員、副議長及び議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額の改定の必要について、事務局より提供された資料等に基づき、忌憚のない意見交換を行い、慎重審議を重ねた結果、以下のとおり答申する。

2. 論 点

報酬額等が、近隣自治体や、人口、産業構造が同規模である類似都市との均衡が保たれ、経済状況等の変化を考慮し、本市の財政状況等を踏まえ、現行の報酬額等が妥当かどうか、現状に照らし合わせて本市の規模に相応しい報酬額等であるか。

- (1) 市議会議員の議長、副議長、議員の議員報酬に関する事項
- (2) 市長、副市長、教育長の給料の額に関する事項

3. 答 申

- (1) 市議会議員の議員報酬について、近隣自治体や類似団体と比較して低い水準であるため、近隣自治体と均衡がとれた適正な額とし、また、議員のなり手不足が懸念される中、若い世代で、高い志を持つ人材を確保するためにも議員活動に見合った報酬額とするため、議長 424,000 円から 450,000 円に、副議長 382,000 円から 410,000 円に、議員 362,000 円から 380,000 円に引き上げるべきである。
- (2) 市長、副市長及び教育長の給料の額について、長らく審議会で給料月額について議論されていないため、据え置きが続いている。近隣自治体や全国の類似都市と比較して低い水準にあり、近隣自治体と均衡がとれた適正な額とするため、市長 800,000 円から 870,000 円に、副市長 687,000 円から 720,000 円に、教育長 600,000 円から 640,000 円に引き上げるべきである。

4. 付帯意見

本審議会の所掌事項ではないが、審議の経過において集約された意見を付記する。

- (1) 本審議会は、社会経済情勢等の変化を踏まえ、近隣自治体との均衡の観点から報酬等のあり方を審議するため、原則2年に1度を目途に定期的
に開催すべきである。

5. 審議会の開催状況

- ・第1回 令和6年1月19日
- ・第2回 令和6年1月31日